許可の申請を受理した警察署長(高速道路交通警察隊長)は、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ4に該当するときは、許可をするものとする。

- 1 車庫、空地その他の当該車両を通常保管するための場所に出入するため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。
- 2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき相当の事情があること。
- 3 1から2に掲げるもののほか、貨物の集配その他の公安委員会が定める事情があるため 車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。
- 4 公安委員会が定める事情
  - (1) 通行しようとする日時が、次のいずれにも該当するものであること。
    - ア 通行(許可に条件を付する場合にあつては、当該条件に従った通行をいう。次号 イにおいて同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯で ないこと。
    - イ 通行に係る用務の目的を達成するため必要な時間を超えて通行するものでないこ と。
  - (2) 通行しようとする場所が、通行により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
  - (3) 通行に係る用務が、公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。